



7月11日(金)~7月20日(日)

夏の交通安全県民運動が始まります！

活動重点日

- 7月14日(月) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
 7月15日(火) 横断歩道 おもいやりの日
 7月17日(木) 自転車安全利用の日
 7月18日(金) 飲酒・暴走運転等根絶の日
 7月20日(日) こどもと高齢者の交通事故死ゼロを目指す日(北陸三県統一重点日)

運動重点

1 こどもと高齢者の交通事故防止(北陸三県統一重点)

歩行者への交通ルール周知と遵守

横断歩道では、ハンドサインで横断する意思を伝え、安全を確認してから渡りましょう。また、横断中も安全を確認し、斜め横断や走行車両の直前・直後の横断はやめましょう。



歩行者の安全の確保

夕暮れ時や夜間の外出は、反射材用品やLEDバンド等の「きらめき用品」を活用して、周りに自分の存在を知らせることで、交通事故を防ぎましょう。



2 運転者の安全運転意識の向上

横断歩道における歩行者優先の徹底

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。



運転者の交通ルール遵守の徹底

交通ルールを遵守し、歩行者や他の車両に対し思いやり・ゆすり合いの気持ちを持って通行しましょう。



高齢運転者の交通事故防止

身体機能の変化を自覚し、無理のない運転を心掛けましょう。



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席を含む全ての座席でシートベルト、チャイルドシートを着用しましょう。

3 飲酒・暴走運転等の根絶
飲酒運転の根絶

「飲酒運転を絶対しない！させない！」飲酒運転は犯罪です。家庭・職場・地域など社会一丸となって、飲酒運転を根絶しましょう。



悪質・危険運転等の防止

暴走運転や、あおり運転(妨害運転)は重大な事故につながる大変危険な行為です。絶対にやめましょう。

4 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車の交通違反に対し交通反則通告制度(「青切符」による取締り)が適用されます

取締り対象年齢 16歳以上
反則金制度対象違反 113種類



自転車は「車両」です！



令和8年4月1日
改正道路交通法施行予定

- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警ホームページ参照)
- 二次元コードからSD情報掲載のホームページに直接アクセスできます。→

